

31 郡障第 2620 号
令和 2 年 1 月 30 日

障がい者・児施設等管理者 様

郡山市障がい福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（通知）

このことについて、中華人民共和国湖北省武漢市における肺炎については、当該肺炎の患者の検体から新型コロナウイルスが同定されており、中国当局によって暫定的に当該肺炎の原因と判断されております。また、本年 1 月 28 日付けで、政府は当該肺炎を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による「指定感染症」に指定しました。（令和 2 年 2 月 7 日施行）

新型コロナウイルスに関連した感染症対策については、**風邪やインフルエンザへの対策と同様に咳エチケット（マスクの着用等）や手洗いの徹底等、通常の感染対策を行うことが重要です。**

各施設等管理者におかれましては、下記ホームページ等を参考に、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に係る情報を御確認の上、安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

記

【新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～（首相官邸ホームページ）】

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）】

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

福島県相談専用ダイヤル（コールセンター） 024-521-7871 ※受付時間（平日のみ）8：30～21：00

（障がい福祉課管理係 電話 024-924-2381）